

電話等での問い合わせが多い内容（山形大学附属特別支援学校）

Q 1. 山形大学附属特別支援学校と県立特別支援学校の違いは？

A 1. どちらも法律上定められた特別支援学校（学校教育法第1条）です。本校は知的障がい（単一障がい）のお子さんを対象とした特別支援学校（学校教育法第72条・第73条）になります。

Q 2. 山形大学特別支援学校を受検すると県立特別支援学校への入学はできなくなる？

A 2. そのようなことはありません。本校の受検の日程等により、本校を第1希望、県立特別支援学校を第2希望という順でご検討いただければと思います。特別支援学校に入学する要件といたしまして「進路等教育相談」があり、県立特別支援学校も同様です。進路等教育相談は学校単位で実施しておりますので、検討されている特別支援学校の進路等教育相談を複数お受けいただくことをお勧めいたします。

義務教育にあたる小学部・中学部につきましては、在籍校園や市町教育委員会と十分にご相談ください。

なお、今年度の本校の進路等教育相談の日程は8月18日（木）、19日（金）、22日（月）の3日間で、約1時間の相談になります。

※ 進路等教育相談受付期間・・・7月4日（月）～13日（水）

Q 3. 山形大学附属特別支援学校の特色は？

A 3. 特色についてはいくつか挙げられます。

第一に山形大学の附属校であるということです。大学の教員と共に授業内容を検討することがあります。今年度から、附属学校全体で英語教育に力を入れていくことになっており、本校においても大学教員と共に英語に係るカリキュラムの開発を行っています。

第二に山形大学の学生や附属校園の幼児児童生徒とより多く関わるということです。こちらも附属学校の利点になります。本校に在籍しているお子さんと同年代のお子さんや少し年上のお兄さん・お姉さんにあたる学生さんと接することはインクルーシブ（共生社会）の実現に寄与するものと思います。

第三に定員があるということです。入学希望が多い場合は入学できない方もおります。その点は大変申し訳ございません。しかし、本校では定員があることをメリットとして捉えています。県立特別支援学校の場合、入学を希望するお子さんの人数によって、教室等の校舎が窮屈になることがあります（狭隘化）。本校の場合は定員が定められていることで、教室等の校舎が窮屈になることがなく、ゆったりとした環境の中で学習に取り組むことができます。

Q 4. 授業料等、月々の学校集金が高いのでは？

A 4. 授業料につきましては、全学部とも無償です。附属学校園独自として、教育振興会に入学時に協力金として20,000円（各学部ごと）のご寄付をいただいております。

今年度各学部1年生（6月分）の集金額を以下に記載します。

小学部1年 10,950円（給食費・修学旅行積立・教育振興会費含む）

中学部1年 14,100円（給食費・修学旅行積立・教育振興会費含む）

高等部1年 15,950円（給食費・修学旅行積立・教育振興会費含む）

本校就学に係る負担軽減としては、就学奨励費という特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の収入状況に応じ、国が就学にかかる経費（通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費等の経費）の一部を援助する制度があります。保護者様の所得に応じて3段階に分かれて支給されております。

Q 5. 高等部卒業後の進路は？

A 5. 将来の社会自立に向けて、小学部からキャリア教育に努めております。高等部においては、お子さんの希望進路に向けて、1年次より産業現場等における実習を実施しております。就労継続支援B型事業所や生活介護のほか、近年では就労継続支援A型事業所（雇用契約有）への就労が増えております。また、一般就労（障がい者雇用枠）を目指すお子さんも見られます。